

第7章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

第5期基本計画に掲げられた政策や施策を効果的かつ柔軟に実行するため、科学技術イノベーション活動の主要な実行主体である大学及び国立研究開発法人の機能強化や総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化を図るとともに、実行のための研究開発投資の確保に努めている。

第1節 大学改革と機能強化

科学技術イノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学は、様々な課題に適切に対応し、大学内の人材、知、資金をより効果的・効率的に機能させていく必要がある。

このため、大学は、教育や研究を通じて社会に貢献するとの認識の下、抜本的な大学改革を推進することとしている。

1 大学改革について

大変革時代に対応するためには、いかなる状況変化や新しい課題に直面しても柔軟かつ的確に対応できるよう、多様で優れた人材を養成するとともに、多様で卓越した知を創造する基盤を豊かにしていくことが不可欠であり、大学はその中心的役割を担う存在である。さらに、大学の役割は、新たな知を、産学官連携活動などを通じて社会実装し、広く社会に対して経済的及び社会的・公共的価値を提供するところにまで広がっている。

このように、科学技術イノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学をめぐっては、経営・人事システムの改革、安定性ある若手ポストの確保、国際頭脳循環への参画、産学官連携の本格化、財源の多様化の推進など、様々な課題が存在している。こうした課題に適切に対応し、大学内の人材、知、資金をより効果的・効率的に機能させていく必要がある。

このため文部科学省では我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、平成28年5月に国立大学法人法を改正し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標に基づき、大学運営を行うこととする、「指定国立大学法人制度」を創設するとともに、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置として、①第三者への土地の貸付けの規制を緩和し、②公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大した。

さらに、平成28年4月に、「卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議」において「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」が取りまとめられたほか、文部科学省としても、平成29年度に公募・審査等の方向性を検討するための調査研究を行う「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業」により、その検討を加速させていく（第4章第1節1（3）参照）。

また、平成28年11月に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定し、企業と大学・国立研究開発法人の「組織」対「組織」の本格的産学官連携を促すとともに、人材の流動性を高めるため、教員が複数機関で常勤としての身分を有しながら、必要な従事比率で業務を行う、クロスマーチン制度の導入を促進している（第4章第1節2（3）参照）。

そのほか、新たな研究領域に挑戦するような優秀な若手研究者に対し、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとした新た

なキャリアパスを提示する「卓越研究員事業」を実施している（第4章第1節1（1）参照）。

第2節 国立研究開発法人改革と機能強化

国立研究開発法人は、国家的又は国際的な要請に基づき、長期的なビジョンの下、法人の長のマネジメント力を最大限に發揮し、民間では困難な基礎・基盤的研究のほか、実証試験、技術基準の策定に資する要素技術の開発、他機関への研究開発費の資金配分等に取り組み、イノベーションシステムの駆動力として、組織改革とその機能強化を図る。

1 国立研究開発法人の改革

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の改正（平成25年12月施行）や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、平成26年に「独立行政法人通則法」（平成26年法律第66号）が改正され、独立行政法人のうち、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした法人を国立研究開発法人と位置付けた（平成28年3月31日現在で27法人）。さらに、平成28年5月には「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成28年5月18日法律第43号）が成立（平成28年10月施行）し、国立研究開発法人のうち、世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用を促進し、イノベーションを牽引する中核機関として、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所が特定国立研究開発法人として選定された。その後、平成28年6月には「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定）を示した。さらに、研究開発成果の早期発現等に資する新たな随意契約方式を導入することとし、同基本方針を改定（平成29年3月10日）した。

第3節 科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

グローバル化が進展する中で、我が国の科学技術イノベーションを推進するとともに、その成果を活用し、国際社会における我が国の存在感や信頼性を向上するため、科学技術イノベーションの国際活動と外務省参与（外務大臣科学技術顧問）を通じた取組を含む科学技術外交を一体的に推進していくことが必要である。

1 國際的な枠組みの活用

（1）主要国首脳会議（サミット）関連活動

2008年（平成20年）、当時の議長国であった我が国の発案により、G8科学技術大臣会合が当時の岸田文雄内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の主催で開催された。以降、2013年（平成25年）と2015年（平成27年）以降は定期的に開催されている。同会合は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と諸外国の閣僚との政策協議等を通じて科学技術を活用した地球規模の諸問題等への対処、諸外国と連携した科学技術政策をめぐる国際的な議論への主体的な貢献等を開催目的としている。2016年（平成28年）5月には、我が国が議長国として「G7茨城・つくば科学技術大臣会合」をつくば市で開催し、当時の島尻安伊子内閣府特命担当大臣（科学技術政策）が議長を務めた。科学技術関連の議論については、岸輝雄外務大臣科学技術顧問の活動を通じて伊勢

志摩サミットの成果文書にも反映された。

2008年（平成20年）の会合での議論を踏まえ設立された国際的研究施設に関する高級実務者会合（G S O）については、2016年（平成28年）9月に、南アフリカにおいて第8回会合が開催され、国際的な研究施設に関する情報共有、国際協力に係る枠組み等について検討が行われている。

また、2016年（平成28年）、G20の議長国であった中国の発案により「科学技術イノベーション大臣会合」が北京で開催され、我が国から、鶴保庸介内閣府特命担当大臣（科学技術政策）が出席した。

各国の低炭素社会に関わる研究機関により構成される低炭素社会国際研究ネットワーク（L C S – R N e t）については、2016年（平成28年）9月に、ドイツにおいて第8回年次会合が開催された。2016年（平成28年）現在、日本を含む9か国から16研究機関が参加している。

（2）アフリカ開発会議（T I C A D）

日本政府の主導により1993年（平成5年）から開催している、アフリカの開発を目的としたT I C A Dは、2016年（平成28年）8月にナイロビ（ケニア）において、初のアフリカ開催として、国連、国連開発計画（U N D P）、アフリカ連合委員会（A U C）、世界銀行との共催により開催された（第6回）。会議に先立ち、岸輝雄外務大臣科学技術顧問から提言書「科学技術・イノベーションの力でアフリカを豊かに」が岸田文雄外務大臣に提出され、これも踏まえて、成果文書としてナイロビ宣言が採択され、1) 経済構造改革、2) ^{きょうじん}強靭な保健システム、3) 社会の安定化の3分野に横断的な戦略施策として、科学技術・イノベーション、人材育成等が取り上げられた。さらに、保健については感染症の予防・診断等、社会の安定化については防災等に関する国際共同研究の推進が奨励された。

（3）アジア・太平洋経済協力（A P E C）

A P E C科学技術イノベーション政策パートナーシップ（P P S T I）は、共同プロジェクトやワークショップ等を通じたA P E C地域の科学技術イノベーション推進を目的に開催されており、2016年（平成28年）5月に第7回会合、8月に第8回会合がペルーで、2017年（平成29年）2月に第9回会合がベトナムで開催され、P P S T Iの活動計画等について議論が行われた。

また、2016年（平成28年）8月に、政府への科学的助言に関する課題と機会に関して、域内の科学顧問あるいは同等者が意見交換を行う第4回A P E C主席科学顧問会合がペルーで開催され、我が国からは原山優子・総合科学技術・イノベーション会議議員が出席した。

（4）東南アジア諸国連合（A S E A N）

A S E A N科学技術委員会（C O S T）において、日本・中国・韓国の3か国を加えたA S E A N C O S T + 3による協力が行われており、我が国では文部科学省を中心として対応している。2015年（平成27年）1月には、第8回A S E A N C O S T + 3会合が東京で開催され、A S E A Nと日中韓の協力を目的とした意見交換が行われた。また、我が国とC O S Tとの間の協力枠組みとして、2016年（平成28年）10月に第7回日・A S E A N科学技術協力委員会がシェムリアップ（カンボジア）で開催され、今後の我が国とA S E A N全体との科学技術協力について意見交換を行った。

(5) その他

① アジア・太平洋地域宇宙機関会議（A P R S A F）

我が国は、アジア・太平洋地域での宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、1993年（平成5年）から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議（A P R S A F）を主催している。2016年（平成28年）11月にインドネシアにおいて開催された第23回A P R S A Fには、33か国・地域、10国際機関より我が国以外での開催としては過去最大の約580人が参加するなど、着実に参加規模を拡大している。A P R S A Fの下で実施されている取組の主な成果の一つとして、地球観測衛星画像などの災害関連情報をインターネット上で共有し、自然災害による被害を軽減することを目的とした「センチネルアジア」プロジェクト（27か国・地域、89機関、15国際組織が協力）（2017年（平成29年）2月現在）があり、2016年（平成28年）には、スリランカにおける洪水（5月）、インドにおける洪水（8月）をはじめとする同地域の災害に際し、計34回の緊急観測対応が行われた。

② 國際宇宙探査フォーラム（I S E F）

宇宙探査における国際協力に関する閣僚級会合である国際宇宙探査フォーラム（I S E F）は、我が国が第2回の会合を開催することとしていたが、2017年（平成29年）1月に、開催時期を2018年3月3日とすることを表明した。

③ 地球規模生物多様性情報機構（G B I F）

生物多様性に関するデータを収集し全世界的に利用することを目的とし、情報基盤の整備、集積・解析ツールの開発などの活動を行っている。加盟国等の参加による第23回理事会が2016年（平成28年）10月、ブラジルのブラジリアにおいて開催され、2017年（平成29年）の予算案、「実施計画2017-2021」等が採択された。

④ 地球観測に関する政府間会合（G E O）

2015年（平成27年）11月に開催された閣僚級会合で承認された「G E O戦略計画2016-2025」に基づき、「全球地球観測システム（G E O S S）」の構築を推進する国際的な枠組みであり、210の国及び機関が参加している（2017年（平成29年）2月時点）。

G E O S Sは八つの社会利益分野（生物多様性・生態系の持続性、災害強靭性、エネルギー・鉱物資源管理、食料安全保障・持続可能な農業、インフラ・交通管理、公衆衛生監視、持続可能な都市開発、水資源管理）とこれら8分野に横断的な分野である気候変動といった地球規模課題に関する政策決定等に貢献する情報の創出を目指し、人工衛星や地上観測など多様な観測システムが連携した包括的なシステムである。

⑤ 気候変動に関する政府間パネル（I P C C）

人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（W M O）と国連環境計画（U N E P）により設立された組織である。2014年（平成26年）11月に第5次評価報告書（A R 5）統合報告書を取りまとめ、2015年より第6次評価サイクルを始動させた。

⑥ Innovation for Cool Earth Forum (I C E F)

我が国は、エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームとなることを目的とした、国際会議Innovation for Cool Earth Forum (I C E F) を安倍晋三内閣総理大臣の提唱の下、毎年10月に東京で開催している。

2016年（平成28年）第3回 I C E F 年次総会には、約80か国・地域から1,000名以上の参加があった。

⑦ アルゴ計画

文部科学省と気象庁は、世界の海洋内部の詳細な変化を把握し、気候変動予測の精度向上につなげる高度海洋監視システム（アルゴ計画）に参画している（第3章第3節1参照）。

⑧ グローバルリサーチカウンシル（G R C）

2016年（平成28年）5月、ニューデリーにおいてインド科学技術研究委員会（S E R B）と英国研究会議（R C U K）の共同主催により、世界各国の主要な学術振興機関の長による国際会議であるG R Cの第5回年次会合が開催され、45か国、3国際機関から合計51機関の長等が出席し、研究支援を取り巻く課題と学術振興機関が果たすべき役割が議論され、成果文書として「学術研究のための原則に関する宣言」及び「女性研究者の平等と地位のための原則及び行動促進に関する宣言」が採択された。

2 国際機関の活用

(1) 国際連合システム（U Nシステム）

我が国は、国連の専門機関である国連教育科学文化機関（ユネスコ）の多岐にわたる科学技術分野の事業活動に積極的に参加協力している。

ユネスコでは、政府間海洋学委員会（I O C）、国際水文学計画（I H P）、人間と生物圏（M A B）計画、ユネスコ世界ジオパーク、国際生命倫理委員会（I B C）、政府間生命倫理委員会（I G B C）等において、地球規模課題解決のための事業や国際的なルール作り等が行われている。我が国は、ユネスコへの信託基金の拠出等を通じて、アジア・太平洋地域等における科学技術分野の人材育成事業を実施しており、また、各委員会へ専門委員を派遣し議論に参画するなど、ユネスコの活動を推進している。

(2) 経済協力開発機構（O E C D）

O E C Dでは、閣僚理事会、科学技術政策委員会（C S T P）、情報・コンピュータ・通信政策委員会（I C C P）、産業・イノベーション・起業委員会（C I I E）、原子力機関（N E A）、国際エネルギー機関（I E A）等を通じて、加盟国間の意見・経験等及び情報の交換、人材の交流、統計資料等の作成をはじめとした科学技術に関する活動が行われている。

C S T Pでは、科学技術政策に関する情報交換・意見交換が行われるとともに、科学技術イノベーションが経済成長に果たす役割、研究体制の整備強化、研究開発における政府と民間の役割、国際的な研究開発協力の在り方等について検討が行われている。また、C S T Pには、グローバル・サイエンス・フォーラム（G S F）、イノベーション・技術政策作業部会（T I P）、バイオ・ナノ・コンバージング・テクノロジー作業部会（B N C T）及び科学技術指標専門家作業部会（N

E S T I) の四つのサブグループが設置されている。

① グローバル・サイエンス・フォーラム (G S F)

G S F では、地球規模課題の解決に向けた国際連携の在り方等が議論されている。2016年（平成28年）は、研究インフラの社会・経済的影響や危機的状況における科学的助言について検討するプロジェクトが新たに開始された。

② イノベーション・技術政策作業部会 (T I P)

T I P は、生産性を拡大し、知識の創造・活用を促進し、持続的な成長を助長し、高度な技術者の雇用創出を促進するためのイノベーションと技術に関する政策について検討する場である。

2016年（平成28年）は、イノベーションに向けた産官学の協同に関するプロジェクト（knowledge triangle）が実施された。また、次年度以降のテーマである、デジタル化及びイノベーションポリシーミックスに関する実施方針について議論を行った。

③ 科学技術指標専門家作業部会 (N E S T I)

N E S T I は、統計作業に関して監督・助言・調整を行うとともに、科学技術イノベーション政策の推進に資する指標や定量的分析の展開に寄与している。具体的には、研究開発費や科学技術人材等の科学技術関連指標について、国際比較のための枠組み、調査方法や指標の開発に関する議論等が行われている。

④ 国際科学技術センター (I S T C)

I S T C は、旧ソ連邦諸国における大量破壊兵器開発に従事していた研究者が参画する平和目的の研究開発プロジェクトを支援することを目的として、1994年（平成6年）3月に日本・米国・欧州連合（E U）・ロシアの4極により設立された国際機関である。2015年（平成27年）7月にロシアが脱退したことに伴い、I S T C の本部はモスクワからカザフスタンのアスタナに移転した。同年12月には、「I S T C を継続する協定」に我が国のほか、E U 及び欧州原子力共同体、ジョージア、ノルウェー、キルギス、アルメニア、カザフスタン、韓国、タジキスタン、米国が署名した。

3 研究機関の活用

(1) 東アジア・A S E A N 経済研究センター (E R I A)

E R I A は、東アジア経済統合の推進に向け政策研究・提言を行う機関であり、「経済統合の深化」、「開発格差の縮小」及び「持続可能な経済成長」を三つの柱として、イノベーション政策等を含む幅広い分野にわたり、研究事業、シンポジウム事業及び人材育成事業を実施している。

4 先端科学技術に関する国際活動の推進

我が国が地球規模の問題解決において先導的役割を担い、世界の中で確たる地位を維持するためには、科学技術イノベーション政策を国際協調及び協力の観点から、戦略的に進めていく必要がある。特にアジアには、環境・エネルギー、食料、水、防災、感染症など、問題解決に当たって我が国の科学技術を活かせる領域が多く、このようなアジア共通の問題の解決に積極的な役割を果たし、この地域における相互信頼、相互利益の関係を構築していく必要がある。

文部科学省は、科学技術振興機構と協力して、2012年（平成24年）6月に、アジア地域において科学技術分野における研究交流を加速することにより、研究開発力を強化するとともに、アジア諸国が共通して抱える課題の解決を目指し多国間の共同研究を行う「e－A S I A共同研究プログラム」を発足させた。同プログラムは、東アジアサミット参加国の機関が参加し協力が進められており、「材料（ナノテクノロジー）」、「農業（食料）」、「代替エネルギー」、「ヘルスリサーチ（感染症、がん）」、「防災」、「環境（気候変動、海洋科学）」、「イノベーションに向けた先端融合」の7分野を対象にしている。なお、ヘルスリサーチ分野については、2015年（平成27年）4月から日本医療研究開発機構において支援している。

このほか、2015年（平成27年）8月には、文部科学省と科学技術振興機構が連携し、相手国・地域機関に国際共同研究の拠点（ハブ）を構築し、日本人研究者が定期・不定期駐在を行って、地域規模課題・地域共通課題解決、イノベーション創出・社会実装を視野に入れた科学技術力向上及び相手国・地域との研究協力基盤の強化を目的として、A S E A N地域（「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（S D G s）の推進）を対象とした国際共同研究拠点課題を、また、翌年8月には、インド（I C T分野）における協力推進のための同様の課題を採択し、支援を開始した。

環境省は、アジア太平洋地域での研究者の能力向上、共通の問題解決を目的とする「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（A P N）」を支援しており、2016年（平成28年）4月には第21回年次政府間会合が中国・鄭州で開催された。また、同年10月には、「パリ協定の実施に向けて：科学に基づいた気候政策を支援する研究コミュニティの役割」をテーマに、「低炭素アジア研究ネットワーク（L o C A R N e t）」の第5回年次会合をインドネシアにおいて開催した。

また、2015年（平成27年）9月に国連総会において、地球的・人類的課題を包摂して掲げた目標であるS D G sが全会一致で採択された。科学技術イノベーションは、それ自体が一つの目標であるとともに、他の様々な課題の達成において不可欠な横断的要素でもあるため、関係省庁において科学技術イノベーションのS D G sへの貢献の可能性について議論が開始されている。

5 諸外国との協力

（1）ロシアとの先端科学技術協力

我が国とロシアとの間においては、科学技術協力合同委員会が開催されており、科学技術協力の進捗の確認、協力拡大について議論されている。

また、2016年（平成28年）5月にロシアのソチで行われた日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣から8項目の協力プランを提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明され、両首脳は今後の具体化で一致した。8項目のうち、「日露の知恵を結集した先端技術協力」においては、原子力・医療・農業産業等の幅広い分野で協力を進めることが含まれ、これらの協力に関する複数の文書の署名が2016年（平成28年）12月のプーチン大統領訪日に合わせて行われた。

（2）中国・韓国等アジア諸国との協力

日中韓の3か国の枠組みでは、科学技術協力担当大臣会合が行われ、文部科学大臣が出席している。日中韓科学技術担当大臣会合及び同会合と交互に開催される局長級会合の成果として、これまで、日中韓3か国の共同研究プログラム（J R C P）による研究支援や若手研究者ワークショップなどによる協力を実施している。また、日中韓の3か国の取組に加え、日中間、日韓間の双方の科学技術協力の進展のため、情報交換、研究者の交流、共同研究の実施等の協力などを

行っている。

日本学術振興会は、「日中韓フォーサイト事業」などを実施し、アジア諸国における研究拠点間の交流を支援し、学術研究ネットワークの形成や若手研究者の育成を図っている。

(3) 欧米諸国との協力

我が国と欧米諸国等との協力活動については、ライフサイエンス、ナノテクノロジー・材料、環境、原子力、宇宙開発等の先端研究分野での科学技術協力を活発に推進している。具体的には、2国間科学技術協力協定に基づく科学技術協力合同委員会の開催や、情報交換、研究者の交流、共同研究の実施等の協力を進めている。

米国との間では、2016年（平成28年）7月、ワシントンにおいて事務レベルの第15回日米科学技術協力合同実務級委員会が開催され、2015年（平成27年）に行われた大臣級の合同高級委員会のフォローアップとともに、各分野における研究協力等、多数のテーマについて意見交換が行われた。また、在米国日本国大使館及び米国国務省との協力の下、ジョージワシントン大学エリオット国際関係大学院の主催により、第4回科学技術オープン・フォーラムがワシントンにて開催され、両国の学術界及び産業界の参加により、「科学技術の社会への影響、社会における重要性及び成果」をテーマとして議論が行われた。

EUとの間では、欧州委員会との協議等を経て2012年（平成24年）10月から欧州委員会と総務省との間で情報通信技術（ＩＣＴ）分野の国際共同研究の第1回の共同公募を実施し、2013年（平成25年）から共同研究を実施している。2015年（平成27年）10月には第3回の共同公募を開始した。その他、欧米諸国とは、2016年（平成28年）11月にイギリス、ドイツ、2017年（平成29年）2月にフランスとの間で科学技術協力合同委員会を開催した。また、2016年（平成28年）中に、ドイツ、オーストリア、フランス、イギリスにおいて外務大臣科学技術顧問の海外出張の機会に、内閣府と外務省（在外公館）の連携による我が国の科学技術イノベーションの対外発信事業（ＳＩＰキャラバン）を実施した。

また、2015年（平成27年）10月には、世界のレアアース市場で大きな需要を有する我が国、米国、欧州の政策当局者及び材料技術などの専門家が一堂に会するクリティカルマテリアルに関する日米欧3極ワークショップの5回目を東京で開催した。本会合には、日米欧3極の政策担当者及び専門家が参加し、レアアース供給を取り巻く世界的な問題について共通理解を深めるとともに、代替材料開発やリサイクルに係る技術開発の方向性等について議論を行った。

(4) その他の国との協力

オーストラリア、インド、南アフリカ、ブラジル等との間でも科学技術協力協定等に基づく合同委員会の開催とともに、情報交換、研究者の交流、共同研究の実施等の協力が進められている。

そのほか、開発途上国との間でも、科学技術を活用した地球規模課題への対処のため、将来に向けた人材育成や人的交流、研究協力が進められている。

第4節 実効性ある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化

中長期的な視点に立って策定されている第5期基本計画に実行性を持たせるため、総合科学技術・イノベーション会議は、平成28年度からは特に重きを置くべき施策について毎年の状況変化を踏まえて科学技術イノベーション総合戦略において示すなどの取組を行っているほか、総合科

学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化を図っている。

1 基本計画のフォローアップ等の実施

第5期基本計画においては、客観的根拠に基づく政策を推進するため、指標・目標値を活用し、基本計画の進捗及び成果の状況を定量的に把握し、定性的な情報と併せて、課題の抽出等のフォローアップを毎年度行うこととされており、基本計画策定時に目標値、主要指標が定められている。

総合科学技術・イノベーション会議は、基本計画策定後、より詳細な関係指標（第2レイヤー指標）の検討を進めるとともに、目標値、主要指標、第2レイヤー指標に関するデータを収集した。

文部科学省では、科学技術イノベーションの中核的役割を担う省として、第5期基本計画が着実に進捗されていることを確認するため、基本計画に記載された各政策領域を忠実に見える化した「俯瞰マップ」を作成し、「俯瞰マップ」ごとに政策・施策・個別取組等を企画・立案・評価する上で参考となる指標の設定を行っている。計画期間中、この「俯瞰マップ」における指標の値の変化を参考にしつつ、常に周辺環境の変化を的確に捉えることによって、状況に応じた有効な施策立案や改善につなげることとしている。

2 国の研究開発評価に関する大綱的指針

科学技術イノベーション政策を効果的、効率的に推進するためには、P D C Aサイクルを確立し、政策、施策等の達成目標、実施体制などを明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況について、適時、適切にフォローアップを行い、実績を踏まえた政策等の見直しや資源配分、更には新たな政策等の企画立案を行う必要がある。このため、国として、P D C Aサイクルの実効性のある取組を進めることとしている。具体的には、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）（以下、「大綱的指針」という。）を定めるなどの取組を行っている。

文部科学省では、大綱的指針の改定を受けて、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（文部科学大臣決定）を改定した。改定に当たっては、特筆課題として位置付けている、①科学技術イノベーションの創出、課題解決のためのシステムの推進、②挑戦的（チャレンジング）な研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進、③次代を担う若手研究者の育成・支援の推進、④評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善の記載の充実を図るとともに、研究開発プログラム評価の本格的な実施に向けた取組等の観点から、より一層実効性の高い研究開発評価を実施し、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指している。

経済産業省は、研究開発事業について、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価を実施している。大綱的指針の改定を踏まえ、「経済産業省技術評価指針」について、改正に向けた検討をしている。

独立行政法人や国立大学法人については、独立行政法人通則法や「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）に基づき、業務の実績に関する評価が実施されている。主務大臣による国立研究開発法人の評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、研究開発成果の最大化を第一目的として評価を実施することとしている。

③ 客観的根拠に基づく政策の推進

総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等のP D C A構築に必要な情報について、関係府省・機関と連携し、既存の取組を活用しつつ、収集・共有・分析するとともに、^{ふかん}俯瞰的な形で整備するための検討を進めている。

文部科学省は、客観的根拠(エビデンス)に基づいた合理的なプロセスによる科学技術イノベーション政策の形成の実現を目指し、「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」を実施している（第6章第1節3参照）。

また、公募型資金に関し、政府の競争的資金等については、「府省共通研究開発管理システム（e-R a d）」を活用して、公募・申請等の業務を行っており、e-R a dに蓄積したデータは、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の推進に資するよう、総合科学技術・イノベーション会議に提供している。

科学技術・学術政策研究所は、行政ニーズを踏まえた調査分析を実施するとともに、科学技術イノベーションに関する政策形成及び調査・分析・研究に活用するデータ等を体系的かつ継続的に整備・蓄積していくためのデータ・情報基盤の構築を行っている（第6章第1節3参照）。

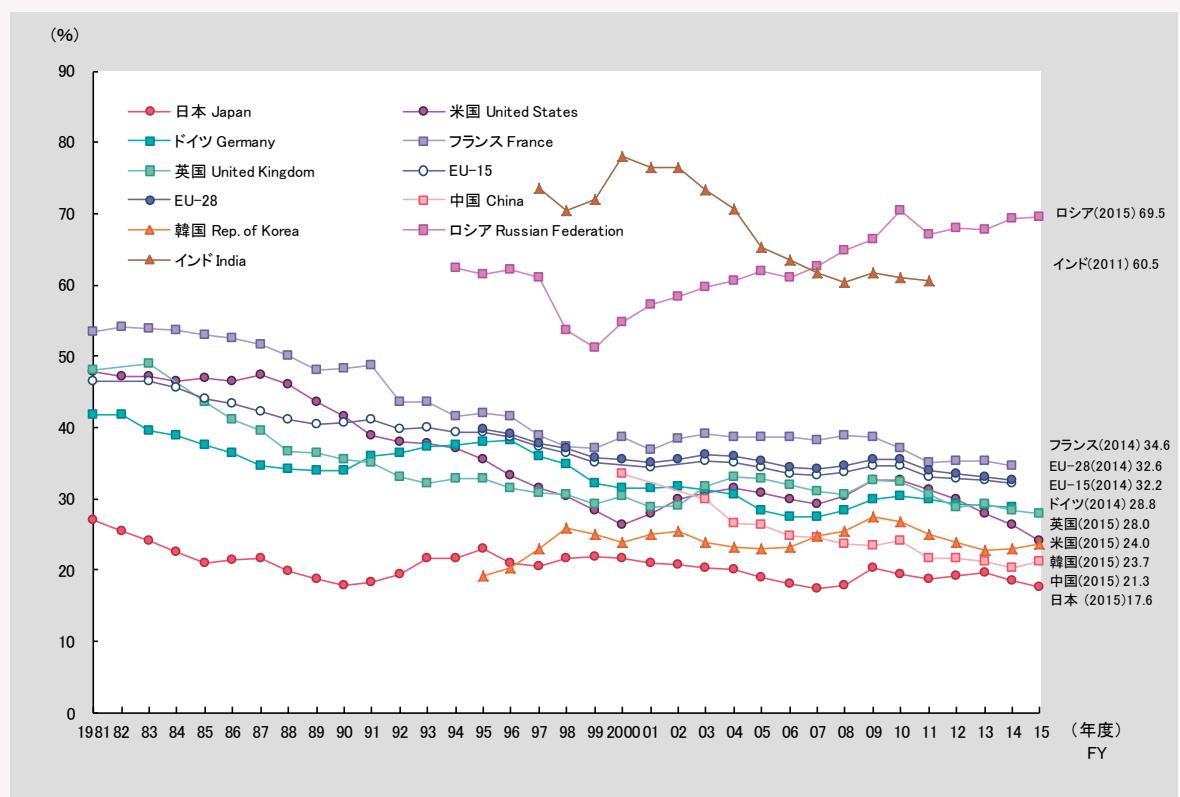
④ 総合科学技術・イノベーション会議における司令塔機能の強化

総合科学技術・イノベーション会議では、引き続き「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」及び「革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）」を強力に推進するとともに、平成28年12月には、同会議の司令塔機能を強化し、官民投資を拡大するための「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ〈最終報告〉」を経済財政諮問会議との合同の専門調査会（経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会）で取りまとめ、同イニシアティブで示された三つのアクション（予算編成プロセス改革、研究開発投資拡大に向けた制度改革、エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大）の実現に向け取り組んでいる。このうち、制度改革アクションについては、科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループを開催し、大学や国立研究開発法人における多様な資金の獲得や資金・知・人材の好循環の創出に向けた具体的な方策等について検討を行った。

第5節 未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画では、「これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から、恒常的な政策の質の向上を図りつつ、諸外国が政府研究開発投資を拡充している状況、我が国の政府負担研究費割合の水準、政府の研究開発投資が呼び水となり、民間投資が促進される相乗効果等を総合的に勘案し、政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる」としており、特に政府研究開発投資については、「官民合わせた研究開発投資を対G D P比の4%以上とすることを目標とともに、政府研究開発投資について、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対G D P比の1%にすることを目指すこととする。期間中のG D Pの名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる」としている。

■第2-7-1図／主要国等の政府負担研究費割合の推移



- 注) 1. 各国とも人文・社会科学が含まれている。ただし、韓国の2006年度までは人文・社会科学が含まれていない。
 2. 英国の1981、1983年度の値はOECDによる推計値、2008-10年度と2012、2014年度の値は推計値、2013、2014年度の値は暫定値である。
 3. ドイツの1982、1984、1986、1988、1990、1992、1994-96、1998、2000、2002年度の値は推計値である。
 4. EUの値は、OECDによる推計値である。
 5. インドの2006、2007年度の値は推計値である。また、研究費に国防研究費が含まれるかどうかは不明である。

資料：日本：総務省統計局「科学技術研究調査報告」

インド：UNESCO Institute for Statistics S&T database

その他の国：OECD, Main Science and Technology Indicators, Vol. 2015/2.

参照：日本 16-1、米国 26-1-1、EU-15 26-2-1、EU-28 26-2-2、ドイツ 26-3-1、フランス 26-4-1、英国 26-5-1、中国 26-6-1、韓国 26-7-1、ロシア 26-8-1、インド 26-10

(政府研究開発投資)

平成28年度の政府研究開発投資は、4兆3,731億円で、その内訳は、中央政府が当初予算額に補正予算を含めて3兆8,704億円、地方公共団体が5,027億円であった（中央政府の研究開発投資の詳細については、第1章第4節2を参照）。